

国立大学法人高知大学が取得した株式等の管理規則

〔令和4年7月29日〕
規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が取得した株式等の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- (2) 収益を伴う事業 本学が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項各号の規定に基づき行う業務の中で、受益者に対して費用の負担を求め、結果として収益を伴うものをいう。

(株式等の管理)

第3条 本学は、次に掲げる株式等を管理する。

- (1) 国立大学法人高知大学におけるライセンス等の対価として取得する株式等の取扱いに関する規則第5条の規定に基づき、大学発ベンチャーから取得した株式等
- (2) 寄附により取得した株式等
- (3) 関係法令に基づき出資により取得した株式等

(株式等の管理責任者)

第4条 株式等を適正に管理するために管理責任者を置き、出納役をもって充てる。管理責任者は、株式等を財務部に管理させる。

(株式の売却等)

第5条 管理責任者は、第3条各号により取得した株式の売却にあたっては、原則として、換金可能な状態になった時点で売却するものとする。その際、金融商品取引法等の関連規定を遵守し、適切に売却する。

(新株予約権の行使及び売却等)

第6条 管理責任者は、第3条第1号により取得した新株予約権について、株式公開によって公正な価格により株式の売却が可能となったときは、速やかに権利を行使し、株式

を取得するものとし、取得した株式は、原則として、換金可能な状態になった時点で売却するものとする。その際、金融商品取引法等の関連規定を遵守し、適切に売却する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、管理責任者は、効果的かつ公正な判断に資するため、必要に応じて外部専門家から意見を聴取した上で、財務を担当する理事及び学長に報告するものとし、学長が、行使、売却、保有又は放棄を決定するものとする。

(1) 換金可能な状態になった時点で、収益を伴う事業の対価に見合わない場合

(2) 本学が管理する新株予約権の行使前に、当該新株予約権発行会社の吸収合併等により第三者から当該新株予約権の買取りの申出があった場合

(3) 本学が管理する新株予約権について、行使期間満了までに株式公開等が見込めない場合

(インサイダー取引の防止)

第7条 管理責任者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第166条の規定を遵守し、株式等を発行する企業に出資、兼業又は共同研究等を通して関与する職員等からの情報によって、本学が管理する株式等の売却時期を恣意的に操作してはならない。

2 株式等を売却する際は、原則として有価証券処分信託、株式処分信託等を利用して行うものとする。

(議決権の行使)

第8条 本学が管理する株式が議決権を有するものである場合は、本学は、原則として当該議決権を行使しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該議決権を行使しないことにより、当該株式を発行する企業の経営に著しい影響を与えるおそれがあると考えられる場合その他例外的かつ緊急避難的な場合、又は、第3条第3号に該当する株式が議決権を有するものである場合は、役員会の議を経て、本学は、当該議決権を行使することができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、株式等の管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月29日から施行する。